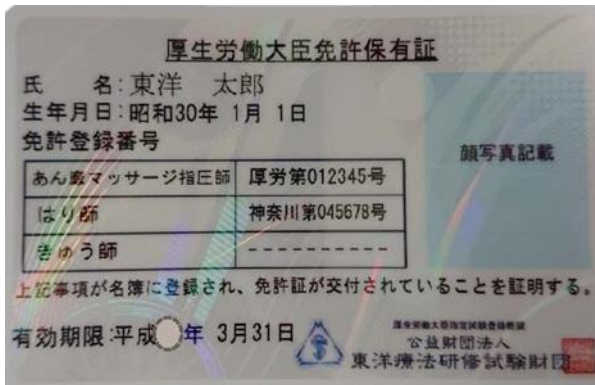


「厚生労働大臣免許保有証の発行について」

「厚生労働大臣免許保有証」とは「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師免許証」をお持ちの方が、免許を保有していることを示すための携帯用カードです（被施術者が国家資格者による施術と認識できるように施術者の保有免許を示すカードとなります）免許証に代わるものではありません。（保健所での施術所開設手続き等では使用出来ません。）



※公益財団法人東洋療法研修試験財団が発行します。

※大きさはクレジットカード大、顔写真入りのものです。

※有効期間は発行日より5年間です。（5年後更新）

※複数免許がある場合（例 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師の3免許）でも、「厚生労働大臣免許保有証」は1枚の発行となります。

※新規申請書類の受付・発行は年1回です。

（訂正書換え、再交付、更新申請の受付・発行も「新規申請」と同時期とし年1回）

※厚生労働大臣免許保有証は希望者に発行するもので、免許保有者が必ず保有しなければならないものではありません

「手続きの詳細は次項をご参照ください。」

◆ 交付申請手続き（申請受付団体等）

下記をクリック頂き、申請手続きを行える都道府県鍼灸師会をご確認のうえ、申請してください。
（試験財団では申請用紙の配付等はいりません。）

<http://www.ahaki.or.jp/linklist/linklist000.html>

詳細は各申請受付団体までお問い合わせ下さい。

◆ 発行手数料 4,000円（消費税含、実費相当）

◆ 発行に必要な書類 ①申請用紙、②本人確認書類（※1）、③住民票（※2）、④あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師免許証の写し、⑤写真（パスポート用のサイズ・規格 2枚）
詳細は上記の各団体にお問い合わせ下さい。

※1 運転免許証、パスポート等 ※2 本籍地記載で発行日から 6ヶ月以内のもの

◆ 申請受付開始 申請受付団体で 2019年7月1日より受付を開始します。

◆ 申請受付締切 申請受付団体に 2019年8月31日までに提出して下さい。

◆ 保有証送付日 2020年1月下旬発送（予定）

※市販の封筒（長3：定型封筒）に確実に受取れる郵便番号および住所、氏名を記載し、10月から消費税値上げに伴う、切手404円（簡易書留320円+84円）を貼付し提出。（旧簡易書留310円+82円）

◆書換えの場合、書類の申請までは、新規お申込みと同様の流れとなりますが、保有証のお受取は書換え前の保有証（返却）と書換え後の保有証を交換することになります。

◆関係資料（ダウンロードして、ご利用ください。）

1. [保有証イメージ](#)
2. [厚生労働大臣免許保有証 申請の手続きについて](#)
3. [交付申請書（新規）及び写真貼付用紙（記載例）](#)
4. [「写真」と「本人確認用提出資料」の注意事項](#)
5. [申請書類チェックシート](#)
6. [申請用紙（記入用）：A4版（2ページ）／A3版（1ページ）](#)
7. [紛失申立書（記入用）](#)

◆旧姓を併記した免許証の交付が可能となり、免許証に旧姓併記がある場合は免許保有証も同様に旧姓併記を行います。（免許証のとおり氏名記載）**※保有証のみの旧姓併記申請はできません。**

※免許証に旧姓記載無い場合⇒事前に（公財）東洋療法研修試験財団へ免許証書換え手続きを行う。

◆免許保有証があり、免許証に旧姓が併記されている⇒希望する方は免許保有証の書換え申請を各申請団体へ行う。発行手数料4,000円